



森林経営管理制度及び森林環境譲与税の概要

令和元年12月12日

長野県林務部森林政策課森林経営管理支援センター

目次

1

森林経営管理制度とは

2

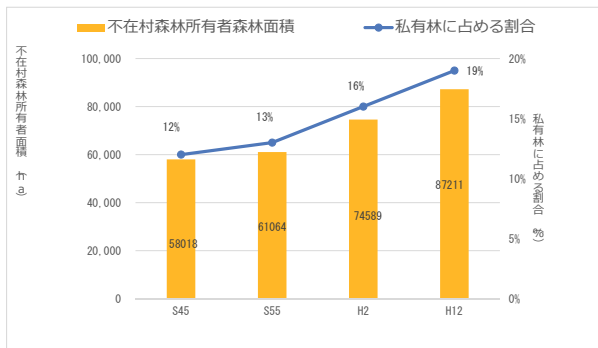
森林環境税及び森林環境譲与税

3

県の支援体制

山村地域の状況

- 山村地域は過疎化や高齢化が進み、世代交代や不在村化から所有者の特定が困難な森林が存在
- 地籍調査の進捗率も全国に比べて低位で、森林経営計画の認定面積は全体の3割程度に留まっており、所有者不明の森林や関心の低下している所有者の森林管理の空洞化が懸念



	林地	農地	宅地	合計
全国	44%	73%	54%	51%
長野県	29%	67%	55%	38%

【地籍調査の進捗状況】

【不在村森林所有者の推移と私有林に占める割合】

森林管理の空洞化



長野県の農林家数
(出典:農林業センサス)

【長野県の山村人口の割合】

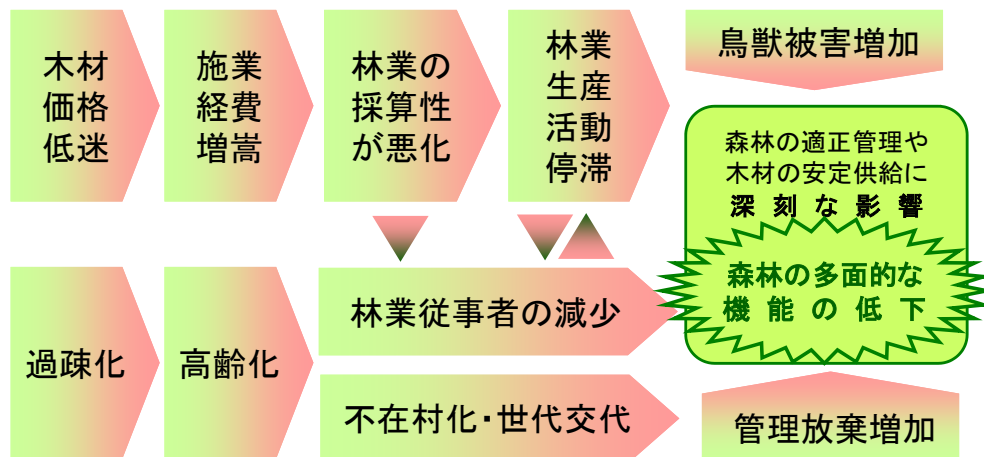
	(単位:千人)
全県人口	2,099
山村人口	162
割合	8%



不在村森林所有者所有森林の管理状況

(出典:国土交通省「農地・森林の不在村森林所有者に対するインターネットアンケート調査結果」)

林業の現状と課題



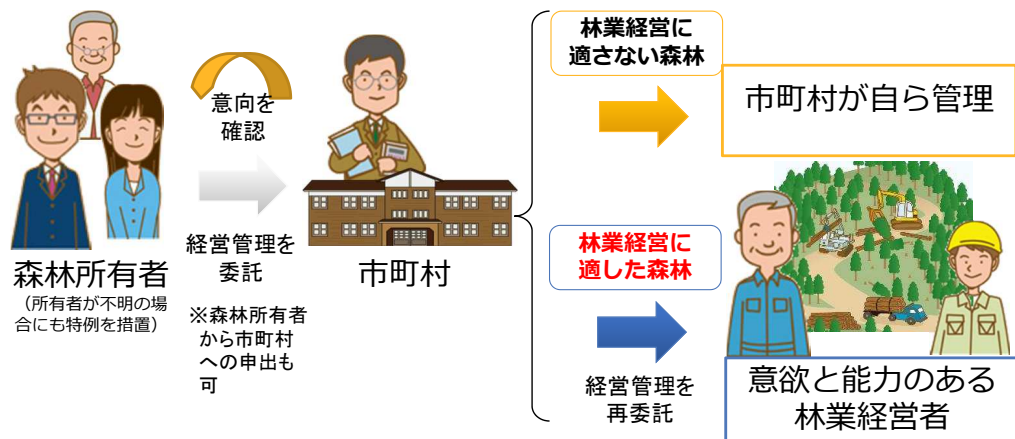
はじめに

今まで、森林経営計画等に基づき、実施した森林の経営管理に**森林経営管理制度による森林管理**がプラス



森林経営管理制度とは

経営管理が行われていない森林について、**市町村が森林所有者の委託を受け経営管理**することや、**意欲と能力のある林業経営者に再委託**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進



経営管理が行われていない森林について **市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステムを構築**

市町村の責務や都道府県の役割

森林経営管理法（抜粋） <平成31年4月1日施行>

（責務）

- 第三条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。
- 2 **市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずる**ように努めるものとする。

（市町村に対する援助）

第四十九条 **国及び都道府県は、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行う**ように努めるものとする。

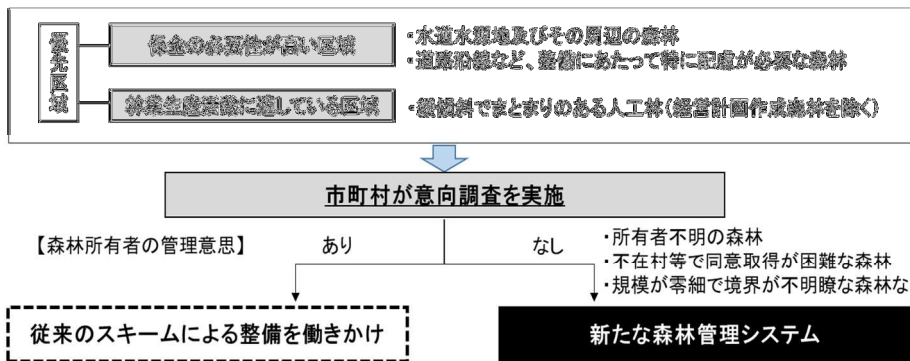
（関係者の連携及び協力）

第五十条 国、地方公共団体、森林組合その他の関係者は、**林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進に向けて、相互に連携を図りながら協力する**ように努めるものとする。

森林経営管理制度の位置づけ

〈基本的な考え方〉

- ◆ 伐採・植栽や間伐などの森林経営管理は、**本来、森林所有者**が行うもの
- ◆ 森林経営管理制度の運用を通じて、森林所有者が自らの経営管理、または森林組合などによる**森林経営計画に促す契機**となる
- ◆ こうした取組から漏れてしまう森林を最終的に市町村が受け入れる**セーフティネット**としての役割



対象となる森林のイメージ

①森林法第2条に規定する森林

②森林法第5条に規定する森林(市町村森林整備計画対象森林)

③森林法第25条規定の保安林及び県・市町村管理の森林

⑤天然林

※県全体での試算
約8万ha

④森林経営計画認定森林 又は自ら経営管理をしている森林

【参考】森林経営計画県内民有林のカバー率 28%

佐久	27%
上田	48%
諏訪	18%
上伊那	16%
南信州	26%
木曾	40%
松本	14%
北アルプス	9%
長野	17%
北信	10%

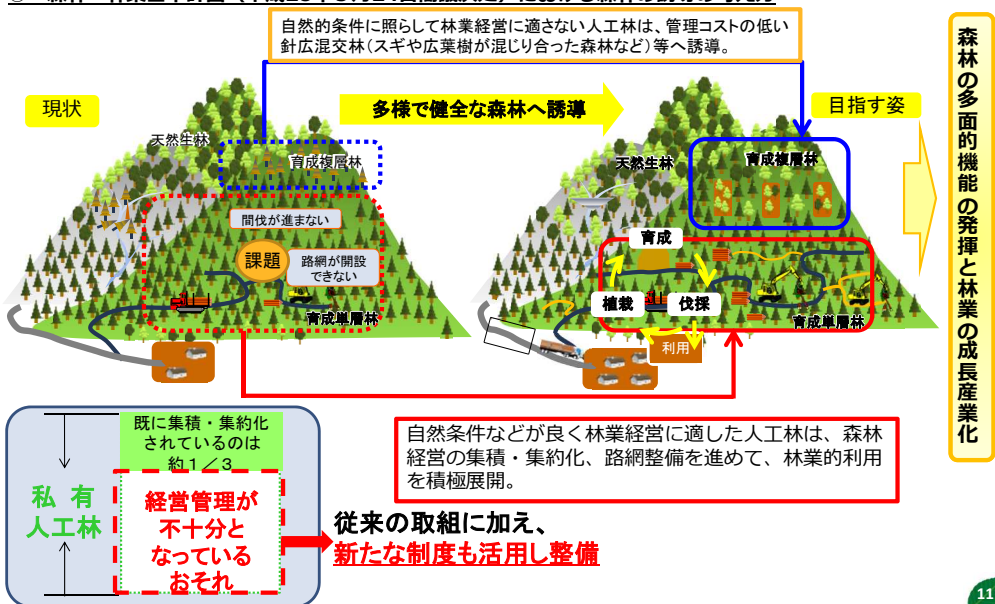
⑥経営管理が行われていない森林

⑦経営管理の意向調査を行う森林

⑧経営管理権の設定

森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性

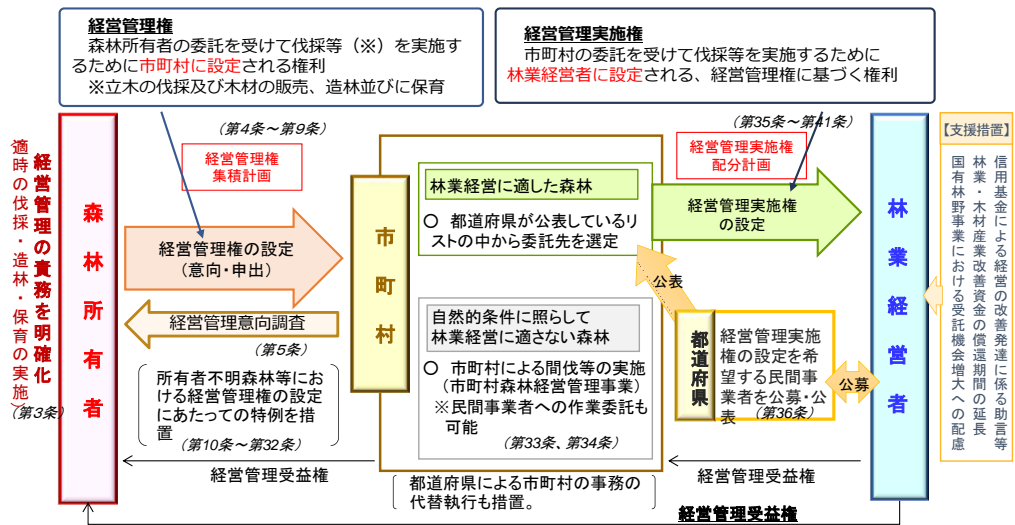
○ 森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定)における森林の誘導の考え方



森林経営管理制度等により期待される効果

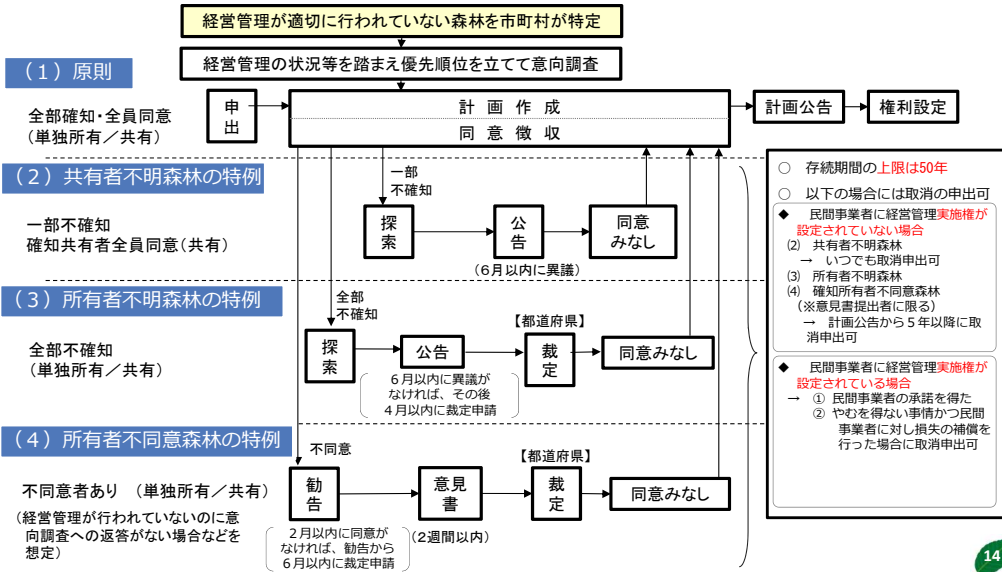
市町村 (地域全体)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。 ✓ 松くい虫被害地の樹種転換など地域の課題への対応。 ✓ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与。 ✓ 新たに森林整備に携わる人が増え、定住人口の増加が期待されるほか、森林(木材)を活用した新たなビジネスチャンスを創出。
森林所有者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市町村が介在してくれることにより、長期的に安心して所有森林を任せられる。 ✓ 意欲と能力ある林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、所有森林からの収益の確保が期待できる。
地域の 林業経営者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。 ✓ これまで手がつけられなかった所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。

森林経営管理制度の全体概要

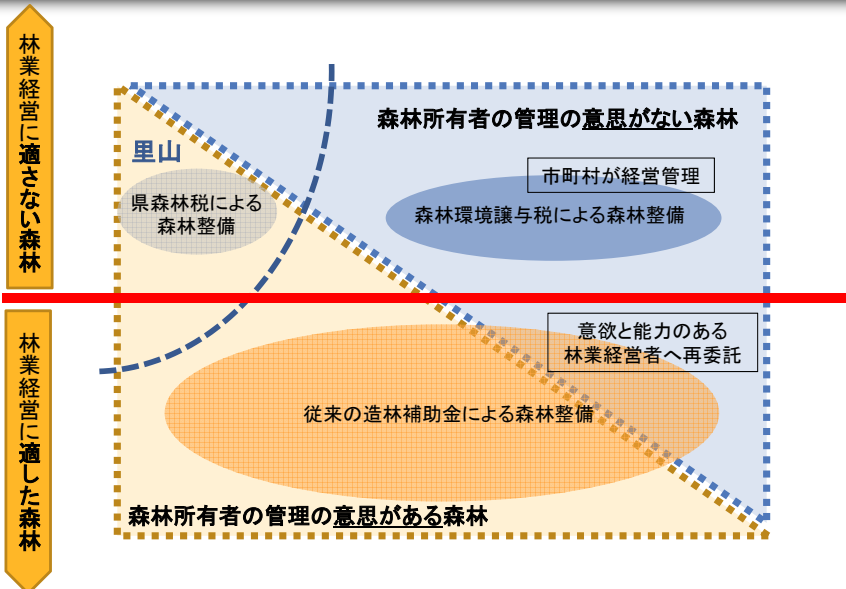


経営管理権集積計画の作成手続の特例 (概要)

経営管理権集積計画は森林所有者から同意が得られていなければならないため、森林所有者が不明等の場合は作成手続の特例により定める必要があります。

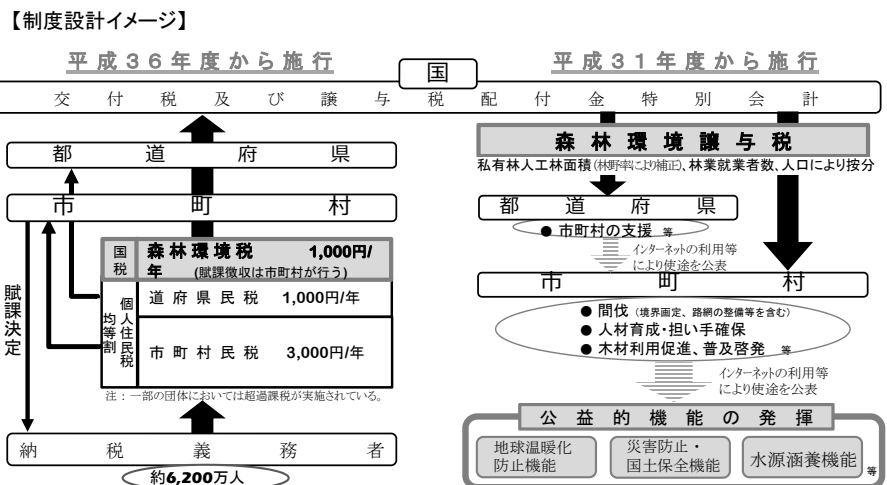


長野県における森林整備について ～森林環境譲与税と既存財源の考え方～ (イメージ)



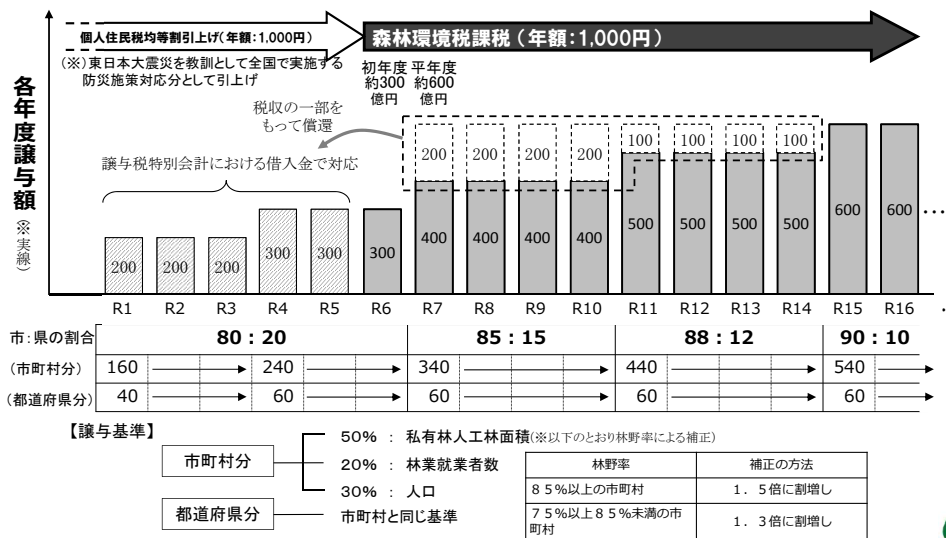
森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要の地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 令和5年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の収税の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



長野県への譲与額 (総務省公表数値により試算)

※表番号1~10 = 各市町村への譲与額を地域振興局ごとに合計したもの

番号	地域振興局	基礎指標			①H31~ 譲与額 (百万円)	②H34~ 譲与額 (百万円)	③H37~ 譲与額 (百万円)	④H41~ 譲与額 (百万円)	⑤H45~ 譲与額 (百万円)
		私有林人工林 面積 (ha)	林業就業者 (人)	人口 (人)					
1	佐久	33,949	312	209,016	62.0	93.0	131.7	170.5	209.2
2	上田	14,130	215	197,443	34.2	51.4	72.8	94.2	115.6
3	諏訪	14,198	111	198,475	29.1	43.7	61.9	80.1	98.3
4	上伊那	30,854	256	184,305	54.7	82.1	116.3	150.5	184.8
5	南信州	45,299	414	162,200	78.2	117.3	166.2	215.0	263.9
6	木曾	27,957	431	28,399	54.4	81.5	115.5	149.5	183.4
7	松本	27,454	290	427,928	61.8	92.7	131.3	169.9	208.6
8	北アルプス	11,597	110	59,748	20.9	31.4	44.4	57.5	70.6
9	長野	27,923	404	543,424	72.4	108.6	153.9	199.1	244.4
10	北信	15,098	145	87,866	27.7	41.5	58.8	76.1	93.5
	計	248,459	2,688	2,098,804	495.5	743.2	1,052.8	1,362.5	1,672.1
20	長野県	248,459	2,688	2,098,804	123.9	185.8	185.8	185.8	185.8
	市町村+県				619.3	929.0	1,238.6	1,548.3	1,857.9

効果的運用に向けた取組

- 遅くとも森林環境税の課税開始時期の令和6年度までには、森林整備(市町村森林経営管理事業)を開始できる体制を構築。
 - 令和元年度は、県内すべての圏域(10圏域)で、推進体制等に関する検討を開始。
- ⇒ 現在、各地域振興局林務課及び県森林経営管理支援センターにおいて、対象森林の絞り込みや広域連携体制の構築に向け、市町村の検討作業を支援

⇒森林環境譲与税の譲与開始

⇒森林環境税課税開始

年度 西暦	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9~ 2027
経営管理権集積			当面は、森林所有者情報の整備などの条件整備を集中実施						
市町村森林経営管理事業			森林整備実施						
県の支援体制	研修会の開催、森林GIS活用等支援等								